

屋内消火栓設備

【設置基準(令11-1)】

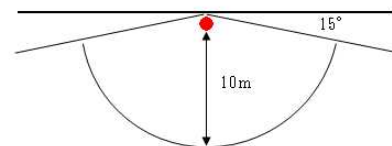
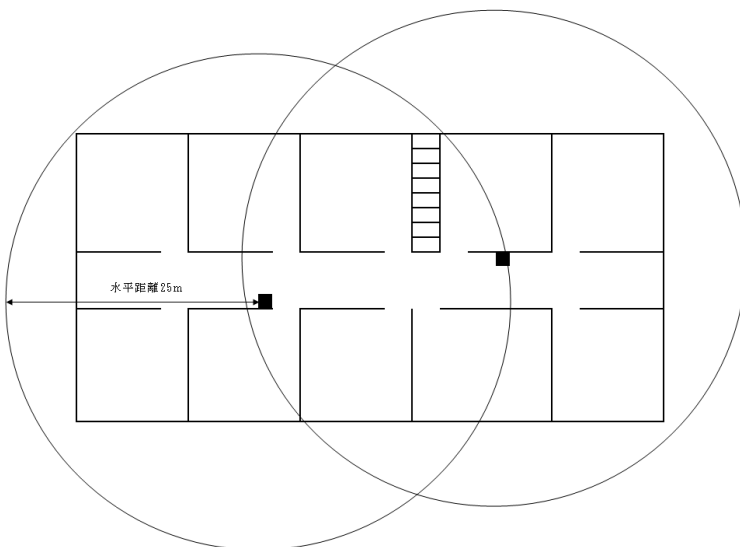
	延べ面積	地階・無窓階・4階以上の階の床面積
1項イロ	500 (1,000・1,500) m ² 以上	100 (200・300) m ² 以上
2項イロハニ・3項イロ・4項・5項イ・5項ロ・ 6項イ(3)(4)・6項ハニ・7項・8項・9項イロ・10項・ 12項イロ・14項	700 (1,400・2,100) m ² 以上	150 (300・450) m ² 以上
6項イ(1)(2)・6項ロ	700 (※) m ² 以上	150 (300・450) m ² 以上
11項・15項	1,000 (2,000・3,000) m ² 以上	200 (400・600) m ² 以上
16の2項	150 (300・ 450) m ² 以上	
指定可燃物を貯蔵・取り扱う防火対象物	指定数量の750倍以上	

【倍読み規定※指定可燃物を除く。(令11-2)】

- ・主要構造部を耐火構造または準耐火構造+内装制限にした場合、延べ面積を2倍読みする。
 - ・主要構造を耐火構造+内装制限にした場合、延べ面積を3倍読みする。
- ※特定施設(令12-1-1)は2・3倍読みの数値または1,000m²に防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分(規13-5-2)の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値以上のものに設置する。

【1号消火栓の技術基準(令11-3)】

- ・階ごとに水平距離25m以下で包含できるように、1号消火栓を設置する。
- ・消防用ホースの長さは、各部分に有効に放水できる長さにする。
- ・水源は全ての階に1号消火栓が1基ずつの設置であれば2.6m³以上、2基以上の設置であれば5.2m³以上にする(20分間放水できる量)。
- ・ポンプの吐出量は全ての階に1号消火栓が1基ずつの設置であれば150L/分、2基以上の設置であれば300L/分以上にする。
- ・ノズル先端の放水圧力は階の1号消火栓を同時に全て使用した際、0.17~0.7MPaの範囲にする。
- ・ノズル放水量は階の1号消火栓を同時に全て使用した際、130L/分以上にする。
- ・1号消火栓のポンプ揚程(m)は 消防用ホースの摩擦損失水頭+配管の摩擦損失水頭+落差+17m
- ・表示灯は取り付け面と15°以上の角度となる方向に沿って、10m離れた位置から点灯していると容易に識別できるようにする。
- ・主管を連結送水管と兼用できる。



屋内消火栓設備

【屋内消火栓の代替え(令11-4)】

- ・以下の消防用設備等が設置してあれば、その有効範囲の部分のみ屋内消火栓を設置しないことができる。

スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・
粉末消火設備・屋外消火栓設備(1・2階部分のみ)・動力消防ポンプ設備(1・2階部分のみ)・

パッケージ型消火設備

【非常電源(令11-3-へ 規12-1-4)】

- ①延面積1000㎡以上の特定防火対象物※1…自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備で、容量30分以上

※1 小規模特定用途複合防火対象物を除く。

- ②その他の防火対象物

…自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備・
非常電源専用受電設備で、容量30分以上